ハローワーク浦和・就業支援サテライト シニア情報ブースへの 求人情報の配架のルールについて

> ハローワーク浦和・就業支援サテライト 令和元年 8月 8日

ハローワーク浦和・就業支援サテライト(以下サテライトと言います。)のシニア情報ブースへの求人情報の配架については、以下のとおり実施いたします。

第1 利用できる企業

原則として県内に事業所がある企業とします。

ただし、配架スペースに空きがある場合は、配架できる場合があります。

第2 配架できる求人情報の内容

シニア情報ブースに配架する求人情報は以下の条件に当てはまるものとします。

- (1) 60歳以上のシニア世代を積極的に雇用するものであること
- (2) 就業地が埼玉県内にあること
- (3) 公序良俗に反しないこと
- (4) 法令に違反しないこと
- (5) 知的財産権を侵害しないこと
- (6) 第三者を誹謗中傷したり、虚偽の内容を掲載していないこと
- (7) その他不適切な事項がないこと

第3 配架できる求人情報の形状

シニア情報ブースに配架できる求人情報は、A4版以下の紙媒体に限ります。 求人情報誌等に掲載したものを、そのまま配架することはできません。

第4 配架申請

シニア情報ブースに配架を希望する場合は、管理者に様式1の申込書及び配架を希望 する求人情報を持参・郵送いずれかの方法で提出してください。

管理者

〒336-0027 さいたま市南区沼影 1-10-1 ラムザタワー3階 ハローワーク浦和・就業支援サテライト シニア情報ブース管理者

電話 048 (826) 5611

FAX 048 (864) 9825

*配架場所の空き情報や、求人情報が第1~第3の条件に該当することを確認するため、 申請前に上記管理者と必ず打ち合わせを行ってください。

第5 配架の開始

第4の申込内容が第1、2、3の条件に適合していると認められた場合、配架を先 着順で決定し配架開始日を様式2で通知します。

なお、配架スペースに空きがないなど、配架開始日が決定できない場合は待機リストに登載し、配架開始日が判明し次第お知らせします。

第6 配架方法

シニア情報ブースに配架できる求人情報は、ラックによる開架式の配架が約35社、 バインダーによる配架が48社です。

配架方法及び配架位置については、管理者が決定します。

第7 配架期間

配架期間は、配架を開始した日が属する月の翌々月の末日までです。

ただし、配架期間終了日までに、様式3により管理者へ更新申請をした場合、1回に限り、3か月間以内で配架期間を延長することができます。

第8 開始時期

この規定は令和元年10月1日から適用します。

第9 経過措置

令和元年9月1日時点でシニア情報ブースを御利用している企業は、令和元年9月25日までに管理者あて配架希望を提出した場合は、第4に拘わらず10月1日から最大で12月28日までの期間、配架ができます。

また、第7の更新申請をした場合は3か月間の延長をすることができますが、延長期間終了後、更に配架を希望する場合は、第4により配架申請を行ってください。

シニア情報ブースにおける求人情報配架申込書

所在地	〒 −
会社名	

下記の事項に同意し、シニア情報ブースへの求人情報の配架を申し込みます。

記

- 配架できる求人情報は、就業地が県内にあるものとなります。
- 情報は最新のものに更新するようにしてください。
- 配架期間は原則として、お預かりした翌々月の末日までとします。
- 配架方法、配架場所については管理者に一任していただきます。
- 勤務条件については法令を遵守し、求職者には予め十分な説明を行うようにして ください。
- ・ 法令に違反している等、不適切な求人であると考えられる場合は、予告なく配架 を終了することがあります。

令和 年 月 日

	申請者署名				F
部課所名	()	担当者名	()
電 話	()	F A X	()
Email	()

シニア情報ブースへの求人情報配架期間の延長申込み

(あて先)	
ハローワーク浦和・	就業支援サテライト
シニア情報ブース	、管理者

〒 所在地 会社名

下記のとおり、求人情報のシニア情報ブース配架期間を延長してください。

記

現在の配架期間	新たな配架期間		

*延長期間は最大現在の配架期間の翌日から3か月間です。

部課所名	()	担当者名	()
電 話	()	F A X	()
Email	()